

制度の名称	り災証明の発行
支援の種類	証明
制度の内容	●市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種支援制度の適用を受ける際に必要。
活用できる方	●災害により住家等の被害のあった方
お問い合わせ	安平町 税務住民課 税務グループ 電話 0145-22-2513

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	北海道保健福祉部総務課政策調整グループ 電話 011-204-5242

制度の名称	災害弔慰金・見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人に対して、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給します。 ●災害弔慰金・見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者：10万円 ・重傷者：5万円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策基本法に定める災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた災害による死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。） ●上記に掲げる場合の重傷者（1箇月以上医師の治療を受ける必要のあるもの）で、知事が認めた者
お問い合わせ	各総合振興局・振興局地域創生部地域政策課

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	北海道保健福祉部総務課政策調整グループ 電話 011-204-5242、 安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071

制度の名称	被災者生活再建支援制度 ※																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="456 600 1129 790"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>支給額</th> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="456 887 1404 1099"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>支給額</th> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊等	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<p>●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>（※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。</p>																			
お問い合わせ	<p>安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071 (北海道総務部危機対策局危機対策課危機調整グループ 電話 011-204-5014)</p>																			

制度の名称	住家被害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により自己所有の家屋並びに借家に居住し被災した世帯主に対し、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。 ●見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊（自己所有の家屋）：20万円 ・半壊（自己所有の家屋）：10万円 ・全半壊（借家）：6万円
活用できる方	●災害により自己所有の家屋並びに借家に居住し被災した世帯主が居住する市町村長の証明によるものとなっています。
お問い合わせ	各総合振興局・振興局地域創生部地域政策課 安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071

制度の名称	災害援護資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p>		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
		エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p>		
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
<p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>			
お問い合わせ先	北海道保健福祉部総務課政策調整グループ 電話 011-204-5242 安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071		

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>■緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費（災害援護資金）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <p>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、北海道社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
活用できる方	<p>●低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は原則として適用除外</p>																
お問い合わせ	<p>北海道社会福祉協議会 電話 011-241-3976（代表） または市町村社会福祉協議会</p> <p>安平町社会福祉協議会 早来本所 電話 0145-22-3061 追分支所 電話 0145-25-2263</p>																

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満）等 ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満）等 ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 等
お問い合わせ	町村にお住まいの方は、各（総合）振興局社会福祉課子ども子育て支援係 市にお住まいの方は、各市の福祉事務所など

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。申込みは、「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関（年金受取機関）の店舗です。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00; text-align: center;">貸付限度額</td> <td>次の3つの要件を満たす額の範囲内（1万円単位） <ul style="list-style-type: none"> ・年金額の0.8倍以内（年額所得税相当額を除く） ・定額返済額の1.5倍以内（1回当たりの年金支給額の1/3以下） ・10万円～200万円以内（「生活必需品の購入」の場合は80万円以内） </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00; text-align: center;">対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00; text-align: center;">保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の利用または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ (http://www.wam.go.jp/hp) 又は下記の問い合わせ先にご確認ください。</p>	貸付限度額	次の3つの要件を満たす額の範囲内（1万円単位） <ul style="list-style-type: none"> ・年金額の0.8倍以内（年額所得税相当額を除く） ・定額返済額の1.5倍以内（1回当たりの年金支給額の1/3以下） ・10万円～200万円以内（「生活必需品の購入」の場合は80万円以内） 	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の利用または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次の3つの要件を満たす額の範囲内（1万円単位） <ul style="list-style-type: none"> ・年金額の0.8倍以内（年額所得税相当額を除く） ・定額返済額の1.5倍以内（1回当たりの年金支給額の1/3以下） ・10万円～200万円以内（「生活必需品の購入」の場合は80万円以内） 						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の利用または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課 電話03-3438-0224						

制度の名称	恩給担保貸付					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 					
	貸付限度額	<table border="1"> <tr> <td>恩給</td> <td>250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内</td> </tr> <tr> <td>共済年金</td> <td>250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内 （生活費は100万円以内）</td> </tr> </table>	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内 （生活費は100万円以内）
	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内				
	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内 （生活費は100万円以内）				
	対象経費	住宅などの資金や事業資金				
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要					
<p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p> <p>※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>						
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。					
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫札幌支店 電話011-231-9131					

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業 (安平町は非該当)
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者（避難をされている方も、この制度を活用することができます。）
お問い合わせ	

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく教科書の給与は、災害により教科書を失った児童・生徒に対して、教科書を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、教科書を喪失又は損傷した小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	安平町教育委員会 電話 0145-29-7036 もしくは通学している学校 （教科書）北海道教育庁学校教育局義務教育課 電話 011-206-6085

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業 (安平町は非該当)
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 電話 011-204-5774

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	安平町教育委員会 電話 0145-29-7036 もしくは通学している学校

制度の名称	高等学校等授業料軽減措置
支援の種類	軽減
支援の内容	●災害等による経済的な理由によって修学困難な生徒に対し、授業料を軽減します。
活用できる方	●学校法人が運営する道内の私立高等学校（全日制）、私立特別支援学校（高等部）、私立専修学校（高等課程）の生徒
お問い合わせ	北海道法務・法人局学事課、学校

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料を免除します。
活用できる方	●地震等の災害、その他特別の理由に該当する場合に免除を必要とする方が対象です。
お問い合わせ	北海道教育庁学校教育局高校教育課 電話 011-204-5760、教育局

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	道立高等技術専門学院授業料の免除措置
支援の種類	免除
支援の内容	●災害による経済的な理由により、授業料の納付が困難な訓練生を対象に授業料を免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情により、市町村民税を免除した世帯の訓練生が対象です。
お問い合わせ	北海道経済部労働政策局人材育成課 学院調整グループ 電話 011-204-5642

制度の名称	奨学金の緊急採用、奨学金・入学貸付金の返還猶予（私立）
支援の種類	貸与、猶予
制度の内容	●災害等により、家計が急変した生徒に対して、奨学金貸与の緊急採用を実施します。 また、奨学金や入学貸付金を返還中の生徒が、災害による被害等で返還が困難となった場合には、返還を猶予する制度があります。
活用できる方	●私立高等学校、私立特別支援学校（高等部）、私立専修学校（高等課程）の生徒
お問い合わせ	在籍する各学校、公益財団法人 北海道高等学校奨学会

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<p>●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	教育庁						

制度の名称	緊急採用奨学金
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	北海道総務部法務・法人局学事課 電話011-206-6085、在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯 (被災により家財等の財産にその価格のおおむね 1/2 以上の損害を受けた世帯)
お問い合わせ	安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071 北海道保健福祉部障がい者保健福祉課基盤グループ 電話 011-204-5264、 各(総合)振興局社会福祉課子ども子育て支援係

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	国税に関するお問合せ：苫小牧税務署 電話 0144-32-3165 道税に関するお問合せ：苫小牧道税事務所 電話 01444-32-5178

制度の名称	地方税の特別措置 適用要件等の詳細については検討中です。
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	各（総合）振興局課税課、納税課又は税務課、各道税事務所 安平町 税務住民課 税務グループ 電話 0145-22-2513

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 	
お問い合わせ	北海道医療健康保険組合、安平町健康福祉課（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口、北海道保健福祉部高齢者保健福祉課介護運営グループ 電話 011-204-5176	

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、北海道、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	北海道保健福祉部障がい者保健福祉課制度グループ 電話 011-204-5899、 市町村の障害福祉担当窓口 安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置 検討中につき確定次第お知らせします。
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、 安平町 、関係事業者 ※該当課

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村で受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(ビダイヤル) (利用できない場合は 050-3786-5003)

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続きなどの法的な手続きによらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続きとは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	●ローンの借入先にお問い合わせください。

制度の名称	生活保護																	
支援の種類	給付、現物支給・現物貸与																	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 <p>生活扶助額の例（※平成30年10月～） ※冬季加算を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な市（函館、旭川等） ※2-1級地</th> <th>地方郡部等 ※3-1級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>145,090円</td> <td>136,450円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>70,930円</td> <td>66,780円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>108,690円</td> <td>102,290円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>173,670円</td> <td>164,460円</td> </tr> </tbody> </table>				主な市（函館、旭川等） ※2-1級地	地方郡部等 ※3-1級地	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	145,090円	136,450円	高齢者単身世帯（68歳）	70,930円	66,780円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	108,690円	102,290円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	173,670円	164,460円
	主な市（函館、旭川等） ※2-1級地	地方郡部等 ※3-1級地																
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	145,090円	136,450円																
高齢者単身世帯（68歳）	70,930円	66,780円																
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	108,690円	102,290円																
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	173,670円	164,460円																
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。																	
お問い合わせ	安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071 町村にお住まいの方 各（総合）振興局社会福祉課、社会福祉事務出張所																	

制度の名称	未払賃金立替払制度													
支援の種類	立替払													
制度の内容 (活用できる方)	<p>●未払賃金立替払制度は、企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度です。</p> <p>●全国の労働基準監督署及び独立行政法人労働者健康安全機構で制度を実施しています。</p> <p>■要件</p> <p>(1) 事業主に係る要件</p> <p>①労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施していたこと。</p> <p>②倒産したこと。</p> <p>ア 法律上の倒産 破産手続開始の決定(破産法)、特別清算手続開始の命令(会社法)、再生手続開始の決定(民事再生法)、更生手続開始の決定(会社更生法)</p> <p>イ 事実上の倒産(中小企業事業主のみ) 事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし(労働基準監督署長の認定)</p> <p>※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種 ・資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業 ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業 ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業 <p>(2) 労働者に係る要件</p> <p>①破産手続開始等の申立て(事実上の倒産の認定申請)の6か月前の日から2年間に退職</p> <p>②未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認)</p> <p>③破産手続開始の決定等(事実上の倒産の認定)の日の翌日から2年以内に立替払請求</p> <p>■立替払の対象となる賃金 退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金(ボーナスは含まず。))。ただし、総額2万円未満のときは対象外。)</p> <p>■立替払の額 未払賃金総額の8割(限度あり)</p> <table border="1" data-bbox="304 1579 1481 1736"> <thead> <tr> <th>退職日における年齢</th> <th>未払賃金総額の限度額</th> <th>立替払の上限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳以上</td> <td>370万円</td> <td>296万円(370万円×0.8)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>220万円</td> <td>176万円(220万円×0.8)</td> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>110万円</td> <td>88万円(110万円×0.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円 退職日に35歳で未払賃金が300万円の場合は、立替払額176万円</p>		退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限度額	45歳以上	370万円	296万円(370万円×0.8)	30歳以上45歳未満	220万円	176万円(220万円×0.8)	30歳未満	110万円	88万円(110万円×0.8)
退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限度額												
45歳以上	370万円	296万円(370万円×0.8)												
30歳以上45歳未満	220万円	176万円(220万円×0.8)												
30歳未満	110万円	88万円(110万円×0.8)												
お問い合わせ	北海道労働局管内の最寄りの労働基準監督署(札幌中央、札幌東、函館、小樽、岩見沢、旭川、帯広、滝川、北見、室蘭、苫小牧、釧路、名寄、留萌、稚内、浦河)													

制度の名称	勤労者福祉資金融資制度				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (活用できる方)	<p>●勤労者福祉資金融資制度は、道内中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、倒産やリストラなど事業主の都合により離職された方を対象に、市中金融機関の窓口を通じて、医療・教育や冠婚葬祭などの生活資金をご融資する制度です。</p>				
	<p>●融資対象者ごとの条件は次のとおりです。</p>				
	区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融 資 対 象	<p>中小企業に勤務する方で、次のいずれかの要件も備えた方（育児・介護休業中の方も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) 同一事務所に1年以上勤務している方 	<p>民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託社員などの方で、次のいずれかの要件も備えた方（育児・介護休業中の方も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) 同一事務所に1年以上勤務している方 	<p>過去2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれかの要件も備えた方</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が150万円以上の方 	<p>企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件も備えた方</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者（離職理由コード11、12、21、22、23、31、32、34） 「賃金の支払の確保等に関する法律」の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資 金 使 途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
	融 資 金 額	120万円以内			100万円以内
	融 資 期 間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融 資 利 率	年1.60%		年0.60%	
<p>●詳しくは、北海道経済部中小企業課金融グループ 勤労者福祉資金のページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm および「勤労者福祉資金融資要綱」をご覧ください。</p>					

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用される方を含み対象です。 ●激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、賃金を受けることができない方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<p>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</p> <p>【広域求職活動費】ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。 【移転費】 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。 【訓練手当】ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40日を限度） ・ 通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</p>
活用できる方	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	公共職業安定所又は北海道労働局

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ● 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ● 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。</p> <p>※法律相談援助の場合は（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要があります。</p> <p>（１）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。</p> <p>① 月収が一定額以下であること</p> <p>単身者 182,000 円以下（200,200 円下） 2人家族 251,000 円以下（276,100 円以下） 3人家族 272,000 円以下（299,200 円以下） 4人家族 299,000 円以下（328,900 円以下）</p> <p>※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。</p> <p>※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。</p> <p>※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。</p> <p>※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。</p> <p>単身者／41,000円 2人家族／53,000円 3人家族／66,000円 4人家族以上／71,000円</p> <p>② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。</p> <p>単身者／180万円以下 2人家族／250万円以下 3人家族／270万円以下 4人家族／300万円以下</p> <p>※3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。</p> <p>（２） 勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。</p> <p>（３） 民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧ください。
--------	--

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	サービス
制度の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口を無料で案内します。
活用できる方	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧ください。

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																				
支援の種類	貸付（融資）																				
<p>制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みいただける方 <ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が対象となります。住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書を交付されている方は、り災証明書（写し）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書」（機構書式）により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただくことが必要です。） ・ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する方 ●融資を受けることができる住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下であること ・独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしていること ●融資額及び返済期間 <table border="1" data-bbox="344 824 1437 1267" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 25%;">構造等</th> <th style="width: 25%;">融資限度額 （※1）</th> <th style="width: 30%;">最長返済期間 （※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本融資額</td> <td>耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）</td> <td rowspan="2">1,650万円</td> <td>35年（※3）</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td>25年（※3）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算額</td> <td>510万円</td> <td rowspan="3">併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地取得資金</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">整地資金</td> <td>440万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。 ※3 返済期間は融資の契約日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定でき、元金据置期間を希望すると返済期間が延長されます。 ●融資金利 <p>借入申込時に返済期間全ての金利が確定する全期間固定金利型</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> 		構造等	融資限度額 （※1）	最長返済期間 （※2）	基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650万円	35年（※3）	木造（一般）	25年（※3）	特例加算額		510万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間です。	土地取得資金		970万円	整地資金		440万円
	構造等	融資限度額 （※1）	最長返済期間 （※2）																		
基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,650万円	35年（※3）																		
	木造（一般）		25年（※3）																		
特例加算額		510万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間です。																		
土地取得資金		970万円																			
整地資金		440万円																			
お問い合わせ	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター （災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料） 営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 上記番号がご利用できない場合 048-615-0420（通話料金がかかります。）</p>																				

制度の名称	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）			
支援の種類	貸付（融資）			
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<p>●お申込みいただける方</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が対象となります。住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書を交付されている方は、り災証明書（写し）のご提出に加え、「住宅の被害状況に関する申出書」（機構書式）により、被災住宅の修理が不能又は困難であることを申し出ていただくことが必要です。） ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住購入する方 <p>●融資を受けることができる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下であること 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしていること <p>●融資額及び返済期間</p> <p>■新築住宅の購入</p>			
		構造等	融資限度額 （※1）	最長返済期間 （※2）
	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	2,620万円	35年（※3）
		木造住宅（一般）		25年（※3）
	特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。
	■リ・ユース住宅（中古住宅）の購入			
		融資限度額（※1）		
		リ・ユース	リ・ユースプラス	
	基本融資額	2,320万円	2,620万円	
	特例加算額	510万円	510万円	
建て方	種別	最長返済期間 （※2）		
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年（※3）		
	リ・ユースプラス住宅	35年（※3）		
マンション	リ・ユースマンション	25年（※3）		
	リ・ユースプラスマンション	35年（※3）		
<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p>				

	<p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>※3 返済期間は融資の契約日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定でき、元金据置期間を希望すると返済期間が延長されます。</p> <p>●融資金利 借入申込時に返済期間全ての金利が確定する全期間固定金利</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>
お問い合わせ	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター （災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料） 営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 上記番号がご利用できない場合 048-615-0420（通話料金がかかります。）</p>

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<p>●お申込みいただける方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 ・ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修 工事の方 <p>●融資を受けることができる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしていること <p>●融資額及び返済期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;"></th> <th style="background-color: #ffff00;">融資限度額 （※1）</th> <th style="background-color: #ffff00;">最長返済期間 （※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>730万円</td> <td>20年（※3）</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">440万円</td> <td rowspan="2">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>※3 返済期間は融資の契約日から1年間の元金据置期間を設定できます（返済期間は延長されません。）。</p> <p>●融資金利 借入申込時に返済期間全ての金利が確定する全期間固定金利</p>				融資限度額 （※1）	最長返済期間 （※2）	基本融資額	730万円	20年（※3）	整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	引方移転資金
	融資限度額 （※1）	最長返済期間 （※2）											
基本融資額	730万円	20年（※3）											
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。											
引方移転資金													

	<p>(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>
お問い合わせ	<p>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (災害専用ダイヤル) 0120-086-353 (通話無料) 営業時間: 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く) 上記番号がご利用できない場合 048-615-0420 (通話料金がかかります。)</p>

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予: り災による家計収支の悪化の程度(り災割合)に応じて、1~3年間(1年単位) 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ: り災割合に応じて、0.5~1.5%の金利引下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ) <p>※ フラット35(買取型)の場合は0.5%引き下げた金利</p> <p>3. 返済期間の延長: り災割合に応じて、1~3年(1年単位)</p> <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、融資住宅等の復旧に要する自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくはお申込みいただいた金融機関又は住宅金融支援機構にご相談ください。</p> <p>※ (参考) 住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷又は疾病にかかり、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	お申込みいただいた取扱金融機関の窓口

制度の名称	既存住宅耐震改修補助事業 安平町は該当ありません
支援の種類	市町村と連携した補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅に係る耐震診断、補強設計、耐震改修工事に対する補助 ●補助対象経費は、対象住宅について所有者が行う耐震診断に要する費用、補強設計に要する費用並びに耐震改修工事及び付帯工事（耐震改修に起因して発生する工事に限る。）に係る経費のうち、補助事業者（市町村）が所有者に交付した補助金に係る経費。 ●補助率は補助対象経費の 1/2 以内 <p>（注）事前の耐震改修工事を対象とするもので、今回の地震による修繕工事は、対象とはなりません。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●対象住宅の所有者が行う耐震改修工事などの経費を一部補助する市町村（この事業は、直接所有者に補助する事業ではなく、お住まいの市町村を通じて補助する事業です。）
お問い合わせ	

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、北海道社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
対象者	●低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯								
お問い合わせ	北海道社会福祉協議会 電話 011-241-3976 安平町社会福祉協議会 早来本所 電話 0145-22-3061 追分支所 電話 0145-25-2263								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 ※								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から6か月間</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	据置期間	貸付の日から6か月間	償還期間	据置期間経過後7年以内
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%								
据置期間	貸付の日から6か月間								
償還期間	据置期間経過後7年以内								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	町村にお住まいの方は、各（総合）振興局社会福祉課子ども子育て支援係 市にお住まいの方は、各市の福祉事務所など								

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法） 申込方法等が確定次第お知らせします。
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり58万4千円（平成30年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯 <p>（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。</p>
お問い合わせ	北海道保健福祉部総務課政策調整グループ 電話 011-204-5242、 安平町 建設課 施設グループ 電話 0145-22-2516

制度の名称	道営住宅への一時入居
支援の種類	現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震被害により住宅を喪失した被災者に対し、応急的な住宅として、道営住宅を提供します。 ●使用期限 3ヶ月以内とし、状況に応じ3ヶ月を単位に延長可。(最長1年間) ●使用料 免除
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>地震又はこれに伴う火災等により、住宅が倒壊又は損傷し、居住場所を喪失した者(罹災証明書の交付を受けた者)</p>
お問い合わせ	北海道建設部住宅局住宅課住宅管理グループ 電話 011-204-5583

制度の名称	地域優良賃貸住宅等への入居 安平町は該当ありません
支援の種類	現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅や特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>(1) 地域優良賃貸住宅 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者。</p> <p>(本来入居者は世帯所得が15万8千円(世帯の主たる所得者の年齢が入居申込時において満45歳以下の者は12万3千円)以上48万7千円以下である者に限られていますので、詳しくは建設地の市町村にお問い合わせください。)</p>
お問い合わせ	

制度の名称	地すべり等関連住宅融資					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 					
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。				
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。				
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。				
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。					
	●融資額及び返済期間					
			融資限度額		最長返済期間	
			移転資金又は建設資金	土地取得資金		
	建設	耐火構造準耐火構造木造（耐久性）		1,650万円	970万円	35年
		木造（一般）				25年
購入	新築	耐火構造準耐火構造木造（耐久性）	2,620万円		35年	
		木造（一般）			25年	
	リ・ユース（中古）	リ・ユース住宅		2,320万円		25年
		リ・ユースマンション				
		リ・ユースプラス住宅		2,620万円		35年
		リ・ユースプラスマンション				
<p>※ いずれの場合も、特例加算額 510 万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一になります。</p> <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html）</p>						

	又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から勧告書等の発行を受けた方が対象です。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料） 営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 上記番号がご利用できない場合 048-615-0420（通話料金がかかります。）

制度の名称	宅地防災工事融資					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<p>●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）などの工事のための費用を融資します。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>最長返済期間</td> <td>15年</td> </tr> </table> <p>※ その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額	最長返済期間	15年
融資限度額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額					
最長返済期間	15年					
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。					
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料） 営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 上記番号がご利用できない場合 048-615-0420（通話料金がかかります。）					

制度の名称	無料耐震診断
支援の種類	無料で耐震診断を実施
制度の内容	●2階建て以下で延べ面積が500平方メートル以下の木造戸建て住宅の耐震診断を実施
活用できる方	●当該住宅を所有又は居住している者
お問い合わせ	各（総合）振興局建設指導課建築住宅係

制度の名称	住宅に関する相談
支援の種類	サービス
制度の内容	<p>一般財団法人北海道建築指導センターでは、住宅に関する次のような相談業務を行っています（無料）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の計画・設計・施工、リフォームや資金などについて、一級建築士の資格を持つ相談員が主に技術に関する助言、解決方法の提案など ●契約などの法的なトラブルについて、札幌弁護士会から派遣された弁護士による助言 ●問題解決や助言にあたり、特定の専門分野に関わる相談については、それらを所管する団体や機関をご案内
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌 TEL 011-222-6070 （札幌市中央区北3条西3丁目1番地札幌北三条ビル8階） <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 9:30～16:00（休み 12:00～13:00） ※土日祝日、夏季休業日、年末年始を除く ※面談相談は要予約 ・法律相談 毎月第2、第4火曜日の 13:00～16:00 ※面談相談のみ（電話相談は受け付けておりません） ※事前予約が必要となります（電話予約先：011-241-1893） ※一般相談を受けてから法律相談を受けることをお勧めしています。 ●旭川 TEL0166-22-8894（旭川市9条通12丁目ハタケヤマビル6階） <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 10:00～16:00（休み 12:00～13:00） ※土日祝日、年末年始を除く <p>（詳しくは、一般財団法人北海道建築指導センターのホームページをご確認ください https://www.hokkaido-ksc.or.jp/）</p>

制度の名称	建築（住宅を含む）に関する相談
支援の種類	サービス
制度の内容	一般社団法人北海道建築士事務所協会では、協会に登録された建築士事務所の建築士が建築（住宅を含む）に関する調査・相談を受け付けています（無料）。
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	●一般社団法人 北海道建築士事務所協会 本部 TEL 011231-3165 及び 各支部 (詳しくは、一般社団法人 北海道建築士事務所協会のホームページをご確認ください http://do-kjk.or.jp/)

制度の名称	震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿の閲覧
支援の種類	専門技術者名簿の閲覧
制度の内容	一般財団法人 日本建築防災協会では、地震により被災した建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための講習を受講した技術者の名簿を公開しています。
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	●一般財団法人 日本建築防災協会 TEL 03-5512-6451 (名簿は、一般財団法人日本建築防災協会のホームページで閲覧できます。 http://www.kenchiku-bosai.or.jp/)

制度の名称	北海道住宅検査人名簿の閲覧
支援の種類	専門技術者名簿の閲覧
制度の内容	一般社団法人 北海道建築技術者協会では、既存住宅の調査等を行う「北海道住宅検査人」の登録者名簿を公開しています。 「北海道住宅検査人」は、住宅所有者・不動産事業者・施工業者によらない第三者の立場として、既存住宅における現況の傷み・劣化・不具合の状況等の調査を目視、検査機器等により実施し、結果の評価及び改修にあたってのアドバイスを行ない、リフォームする際の的確な情報を提供する専門技術者です。
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	●一般社団法人 北海道建築技術者協会 TEL 011-251-2794 (名簿は、一般社団法人北海道建築技術者協会のホームページで閲覧できます。 http://hobea.or.jp/)

制度の名称	補修、改修（リフォーム）を行う事業者名簿の閲覧
支援の種類	専門技術者名簿の閲覧
制度の内容	北海道住宅リフォーム推進協議会（事務局：（一社）北海道建築技術者協会）では、一定の資格要件を満たす住宅リフォーム事業者を登録し、その登録事業者に関する情報を公開しています。
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	●北海道住宅リフォーム推進協議会 事務局：一般社団法人 北海道建築技術者協会 TEL 011-251-279 （名簿は、北海道リフォーム推進協議会のホームページで閲覧できます。 http://h-reformkyo.net/index.html ）

制度の名称	高齢者の総合相談
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の高齢者を保健・医療・福祉の面から総合的に支援する「地域包括支援センター」を道内全ての市町村が設置しています。 ・ 地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が連携しながら、制度の説明や具体的な解決策の提案をします。必要であれば介護サービスや、さまざまな支援が受けられるよう、手続きを手伝います。 ・ 高齢者の生活に関することや介護のこと、仕事との両立の悩み、高齢者虐待や消費者被害に関することなど幅広く対応しています。 ・ 安心して相談することができ、相談・支援は無料です。
活用できる方	● 高齢者及びその家族
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター 電話：早来 0145-25-4555、追分 0145-29-7072 (所在地ご案内 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/houkatukea/senta.html) ● 市町村の高齢者福祉担当課

制度の名称	障がい者（児）の相談支援						
支援の種類	サービス						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者（児）の状況把握やケアマネジメント等の支援 <table border="1" data-bbox="363 1144 1410 1382"> <tr> <td colspan="2">必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 容</td> <td>福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）</td> </tr> <tr> <td>社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）</td> </tr> <tr> <td>専門機関やサービス提供事業所の紹介</td> </tr> </table> ● 市町村、相談支援事業者と障害福祉サービス事業者、医療機関等と連携して、施設や自宅等から避難し、避難所や在宅等で生活する障害者（児）に対し、課題の把握（アセスメント）を行い、適切なサービス提供につなげる。 	必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげる。		内 容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）	専門機関やサービス提供事業所の紹介
必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげる。							
内 容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）						
	社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）						
	専門機関やサービス提供事業所の紹介						
活用できる方	● 避難所や在宅等で生活する障害者（児）						
お問い合わせ	安平町 健康福祉課 福祉グループ 電話 0145-29-7071 各（総合）振興局社会福祉課事業指導係、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所 【主な指定特定相談支援事業所】 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす 電話 0144-56-5223						

制度の名称	心のケアに関する医療機関の紹介
支援の種類	サービス
制度の内容	●各（総合）振興局や市町村において、最寄りの精神科医療機関に関する情報提供などを行っています。
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	北海道保健福祉部障がい者保健福祉課精神保健グループ 電話 011-204-5279、各保健所 安平町 健康福祉課 健康推進グループ 電話 0145-29-7071

制度の名称	被災者のこころの相談
支援の種類	サービス
制度の内容	●精神保健医療に係る相談窓口を、道立精神保健福祉センター及び各（総合）振興局に設け、本人や家族に対する相談支援を行っています。
活用できる方	●利用に際して制限はありません。
お問い合わせ	北海道保健福祉部障がい者保健福祉課精神保健グループ 話 011-204-5279、道立精神保健福祉センター相談研究部、各保健所 安平町 健康福祉課 健康推進グループ 電話 0145-29-7071

制度の名称	消費生活相談
支援の種類	相談
制度の内容	●この度の地震のような大規模災害が発生すると、災害に便乗した点検商法などの消費者トラブルが発生することが考えられます。 ●北海道立消費生活センターでは、災害発生に伴う家屋の修理等でのトラブルや災害に便乗した悪質商法など、消費生活に関する相談を受け付けています。
活用できる方	●道民の方
お問い合わせ	北海道立消費生活センター 【電話相談】 電話 050-7505-0999 月曜～金曜 9:00～16:30 （祝日・年末年始 12月29日から1月3日までを除く。） 【来所相談】 北海道庁別館西棟2階 北海道立消費生活センター（中央区北3条西7丁目） 月曜～金曜 9:00～16:30 （祝日・年末年始 12月29日から1月3日までを除く。） ※消費者ホットライン（全国共通電話番号） 「188」 最寄りの市町村消費生活相談窓口に繋がります。 安平町 産業経済課 商工労働観光グループ 電話 0145-22-2515

制度の名称	北海道地域福祉生活支援センターによる支援
支援の種類	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝いなど ● 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い ● 定期預金通帳や年金証書など、無くしてはこまる大切な書類の預かり
活用できる方	● 高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある方で、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方
お問い合わせ	北海道社会福祉協議会 電話 011-290-294 安平町社会福祉協議会 早来本所 電話 0145-22-3061 追分支所 電話 0145-25-2263